

3 事業の具体的な内容を紹介します！

1 農山漁村発イノベーション推進支援事業

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発等の取組といったソフト事業を支援します。

ハード事業に係る支援である、農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）と併せて実施することや、農山漁村発イノベーションサポート事業による専門家派遣を活用することも可能です。

主な事業内容

次の①～⑤のいずれかに該当する取組について支援します。①～⑤のうち複数を組み合わせて実施することも可能です。

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
 - ② 新商品開発・販路開拓の取組
 - ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
 - ④ 多様な地域資源を様々な分野で活用する取組
 - ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組
- ※ ①～④の取組を行う場合のみ、ソフト支援の他に、耐用年数が3年以下の施設を併せて整備することも可能です。

この場合、実施するソフト事業に沿った整備であって、ソフトの交付額を超えないこと、等の要件があります。



農産物を利用した新商品開発



竹林を多分野で利用した観光事業



森林を利用したヒーリング事業

事業スキーム

事業実施主体

農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体です。

なお、上記の⑤の取組を行う場合のみ、**コンソーシアム**による実施も可能です。

事業期間

1年間または2年間

交付率

①～④の取組 1/2以内

⑤の取組 定額

いずれの場合についても国費上限額は500万円／事業実施期間

交付ルート

国 → 都道府県 → 事業実施主体

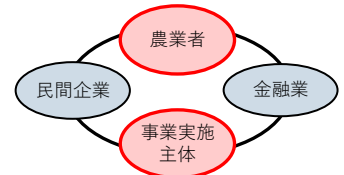
次ページにつづく

主要要件

事業実施主体の要件

- 事業実施主体が市町村等以外である場合は、**事業実施主体を含む3者以上**であって、**農林漁業者等を必ず含む**多様な事業者が**連携するネットワークを構築する又は構築することが確実**であること
- 事業実施主体が市町村である場合は、**市町村協議会※を設置し、かつ、市町村戦略を定めていること**
※ 農山漁村発イノベーション・地産地消推進協議会のうち市町村が組織するもの 等

●ネットワークの例●



地域要件

事業を行う場所は、農山漁村である必要があります。
具体的には、次のいずれかの地域を含む必要があります。

	対象地域	備考
1	特定農山村地域	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づくもの
2	振興山村	山村振興法に基づくもの
3	過疎地域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づくもの
4	半島振興対策実施地域	半島振興法に基づくもの
5	離島振興対策実施地域	離島振興法に基づくもの
6	沖縄県	沖縄振興特別措置法に基づくもの
7	奄美群島	奄美群島振興開発特別措置法に基づくもの
8	小笠原諸島	小笠原諸島振興開発特別措置法に基づくもの
9	特別豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法に基づくもの
10	指定棚田地域	棚田地域振興法に基づくもの
11	急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）	旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法に基づくもの
12	中山間地域	「農林統計に用いる地域区分の制定について」によるもの
13	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づくもの
14	漁港の背後集落及び漁業センサスの対象となる漁業集落	漁港漁場整備法に基づくもの

成果目標と目標年度

成果目標 : 農山漁村発イノベーション事業に係る売上高を10%以上増加させる目標を設定する必要があります。

※ 事業開始時に売上高が0の場合は、目標年度までに売上高を創出する目標を設定する必要があります。

目標年度 : 事業完了年度の翌々年度（事業開始年度から3～4年以内）

3 事業の具体的な内容を紹介します！

3 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における農業者等の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備を支援します。

主な事業内容

- ✓ 農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。



農産物処理加工施設



農家レストラン

- ✓ 再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化施設に追加して設置する場合※も支援します。

※ 新たな総合化事業計画や農商工等連携事業計画作成は不要です。



販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

事業スキーム

事業実施主体

農林漁業者団体※1、中小企業者※2

※1 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画又は農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要

※2 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要

交付率

交付対象経費の3/10以内、1/2以内※

※ 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」や農山漁村発イノベーションに係る市町村戦略に基づき行う場合、障害者等の雇用を行う場合

事業期間

1年間

交付ルート

国 → 都道府県 → 事業実施主体